

Annual Report 2013

事業報告書

gid.jp

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会

概要

2013年度は、法人設立の第3期となります。本年の事業概要は、以下のとおりです。

昨年は、2003年に前身団体となる「性同一性障害をかかえる人々が普通にくらせる社会をめざす会」が設立されてからちょうど10年にあたる事を記念して、主にフォーラムなど各支部で様々な行事を行いました。

また、長野県松本市を中心に甲信支部、岩手県盛岡市を中心に北東北支部の2支部が新たに設立され、更に九州支部においては鹿児島に新たに拠点を構築するなど、従来手薄であった地域にも浸透することができました。

これに伴い会員数も1300名を越えるなど、10周年にふさわしく規模を拡大した年と言えるでしょう。

運営体制

2013年度の運営体制は、以下のとおりです。

区分	役職	氏名	所属	
役員	代表 副代表 理事 理事 理事 監事	山本 蘭 向坂 壱 上野柚季恵 飯塚裕人 倉嶋麻理奈 國友 幸		
支部	東京支部長 関西支部長 東海支部長 北陸支部長 中国支部長 九州支部長 沖縄支部長 南東北支部支部長 北東北支部長 甲信支部長	飯塚裕人 倉嶋麻理奈 上野柚季恵 上田陽奏 清水由佳 椎太 信 比嘉淑貴 千葉 碧 小林理跳 桜井大輔	副支部長 副支部長 副支部長 副支部長 副支部長	税所珠生 吉川ともみ 仲村 司 長嶋亮太 長岡春奈 ※ 10月に新設 ※ 5月に新設
顧問	法務	山内俊雄 原科孝雄 二宮周平 中塚幹也 難波祐三郎 松本洋輔 山口 悟 柳原由以	埼玉医科大学 名誉学長 埼玉医科大学 名誉教授 立命館大学 法学部 教授 岡山大学大学院 教授、GID学会 理事長 岡山大学病院ジェンダーセンター教授 岡山大学精神科 助教 ナグモクリニック GIDセンター長 弁護士 東京アドヴォカシー法律事務所	

<本部>

調査研究事業

本年度行った調査は、以下のとおりです。

本年度も昨年を上回る数で過去最高となりましたが、伸び率は鈍化したように思います。

家事審判事件の受理、既済、未済 手続き別事件別件数

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の事件

年	総数	旧受	新受	既済					未済
				総数	認容	却下	取下げ	その他	
2004年	130	-	130	101	97	-	4	-	29
2005年	272	29	243	241	229	4	8	-	31
2006年	288	31	257	263	247	4	11	1	25
2007年	309	25	284	281	268	5	8	-	28
2008年	468	28	440	429	422	2	5	-	39
2009年	505	39	466	463	448	3	10	2	42
2010年	579	42	537	540	527	1	12	-	39
2011年	678	39	639	618	609	1	8	-	60
2012年	802	60	742	753	737	5	10	1	49
2013年	835	49	786	780	769	2	8	1	55
合計	4,866	342	4,524	4,469	4,353	27	84	5	49

講師派遣事業

以下の2つの講演会に講師として山本蘭代表を派遣しました。

2013年5月18日 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ主催 ムーブ相談室 新講座「性同一性障害について考える」

会場 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 小セミナールーム

主な講演者 松本洋輔（岡山大学病院精神神経科助教）

山本 蘭（一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 代表）

参加者 60名

2013年8月31日 埼玉県精神保健福祉協会主催 こころの健康講座「性同一性障害ってなに？」

会場 埼玉医科大学かわごえクリニック 大会議室

主な講演者 山内俊雄（埼玉医科大学学長）

山本 蘭（一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 代表）

参加者 90名

要望書提出事業

2013 度、下記要望書を政府および各省庁に提出いたしました。

提出日	提出先	要望書タイトル
4 月 23 日	内閣総理大臣 安倍晋三様	性同一性障害に関する施策実現のための要望書
4 月 23 日	厚生労働大臣田村憲久様	性同一性障害の身体的治療に対する健康保険適用等に関する要望書 性同一性障害当事者の労働環境の改善を求める要望書
4 月 23 日	内閣府特命担当大臣森まさこ様	性同一性障害に関する施策実現のための要望書
6 月 13 日	総務大臣新藤義孝様	性同一性障害に関する性別欄についての要望書
6 月 13 日	外務大臣岸田文雄様	性同一性障害を有する者の旅券（パスポート）についての要望書
11 月 14 日	法務大臣谷垣禎一様	性同一性障害特例法の再改正および戸籍記載等に関する要望書 矯正施設等における性同一性障害を有する被收容者の処遇に関する 要望書
11 月 21 日	文部科学大臣下村博文様	性同一性障害の児童生徒への対応に関する要望書

具体的な要望書の内容は、次ページ以下を参照してください。

また、各省庁に提出および面会し、回答を得た日程は、以下のとおりです。

日付	対応	内容
4 月 23 日	厚生労働省 榊屋敬悟副大臣	要望書を提出および要望内容の説明
4 月 23 日	森まさこ 内閣府特命担当大臣	要望書を提出および要望内容の説明 中塚幹也 GID 学会理事長が参加
6 月 13 日	榊屋敬悟 厚生労働副大臣 厚労省および年金機構担当官	要望書に対する回答 斉藤利和 日本精神神経学会 性同一性障害に関する委員長が参加
6 月 13 日	総務省担当官	要望書に対する回答
6 月 13 日	外務省担当官	要望書に対する回答
8 月 8 日	厚労省および年金機構担当官	要望書に対する回答
11 月 14 日	平口法務省大臣政務官	要望書を提出および要望内容の説明
11 月 21 日	前川文部科学省初等中等教育 局長	要望書を提出および要望内容の説明
12 月 12 日	前川文部科学省消灯中等教育 局長および文科省担当官	要望書に対する回答
12 月 12 日	法務省民事局担当官	特例法再改正等の要望書に対する回答
12 月 18 日	法務省矯正局担当官	被收容施設に関する要望への回答
14 年 1 月 28 日	法務省民事局担当官	FTM の嫡出子問題に関する説明と要望

昨年の要望において、厚生労働省関連で、精神障害者健康福祉手帳からの性別欄削除および性別変更を行った当事者に対する基礎年金番号の特別な附番を行う対応を中止させる成果を得ることができました。

また、文部科学省に対しては、小中高および特別支援学校に対するアンケートを実施することに決まりました。

法務省に対しては、FTM の方のお子さんについて、すでに養子縁組を行っている人もそれを破棄して嫡出子とすることができるようにするなど、着実に成果を上げることができたと自負しております。

性同一性障害に関する提出した要望事項とその対応状況表

2014年1月30日現在

相手先省庁	対応	要望事項	対応状況	内容	
法務省 特例法・人権	平口法務政務官	性同一性障害特例法第3条1項3号の「現に未成年の子がいないこと」条文の削除。	×	子どもに対する影響や家族からの反対があり困難。	
		性同一性障害特例法第3条1項2号の「現に婚姻していないこと」条文の削除。	×	日本では同性婚は認められていない。	
		結婚や転籍などにより新戸籍が編制されても、戸籍の身分事項に必ず記載されてしまう「平成15年法律第111号3条による裁判発効日」の記載削除（戸籍法施行規則第39条1項9号の削除）。	×	公証性を害する恐れ。認知受付を排除するため必要。	
		女性から男性に性別の取扱いを変更した当事者が、戸籍変更後に婚姻してできた妻の子を、嫡出子として扱う。	●	12/10最高裁で夫の子とするとするよう決定 養子縁組している場合、それを破棄して嫡出子とする。	
		現在ホルモン療法を行っている当事者については、その治療を継続。 また、投与量は、性同一性障害に十分な知識と経験のある医師が下した処方にしたがうこと。	○		申し出により柔軟に対処。
		性別適合手術を受け、身体の外見変更を行っている者については、戸籍の性別ではなく、外見の性別を元に収容施設を分ける。	×		戸籍の性別で扱わざるを得ない。
		可能な限り性同一性障害の当事者を集めた区画を作り、そこにおいて集団生活を送れるようにする。	○		可能な施設ですでに実施済み。
		精神科医師による診察の実施は、性同一性障害についての十分な知識と経験を積んだ医師とする。	△		対応できるよう努力するが、専門医に限られている現状から困難。
		当事者の処遇を検討する際には、性同一性障害について十分な知識と経験を積んだ医師や、日本精神神経学会性同一性障害委員会およびGID（性同一性障害）学会、当事者団体など関連団体からの意見を参考に決定する。	○		連絡をとって、検討する。
		入国管理局の収容施設に関しても、同様の措置をとる。	○		可能な限りの対応を行っている。
厚生労働省 健康保険適用	榊屋厚労副大臣	健康保険の診療報酬で定められている手術技法につき、性同一性障害の治療に使用できる技法については、診療報酬の対象となる旨の明確な通知を行う。	×	性同一性障害自体を病理であると認識していない。 いずれにせよ中医師協で検討すべき事項。	
		診療報酬で定められない性同一性障害治療における性別適合手術についても、健康保険の対象とする。	×	薬が、性同一性障害の効能について、薬事法の承認を得ていない。	
		性同一性障害のホルモン療法に対する健康保険の適用。	×	言及無し	
		性同一性障害の診断を確定するためや体調維持のためや体調維持のために行う、染色体検査やホルモン値検査については、診療報酬の対象となる旨の明確な通知。	×	検討する	
		性別適合手術を終えている性同一性障害当事者の保険証の性別を、現在の身体の状態に合わせる。	△		
		性別の取扱いの変更を受けた性同一性障害の当事者に対して、新たな基礎年金番号を割り当てる措置を止め、従来の年金番号を引き継ぐ。	◎		
		精神障害者保健福祉手帳から、性別欄を削除。	◎		

本年度未達成事業について

本年度本部事業計画の内、未達成の事業は以下の通りです。

広報製作事業

10周年記念として、日本精神神経学会およびGID学会の協力を得て、性同一性障害ハンドブックの製作を開始する。これは主に、一般向け、当事者向け、家族向け、教育関係者向け、児童生徒向けを企画・検討する。本年度は、企画および原稿の執筆まで進める。

調査研究事業

以下の調査研究事業を行う。

1. 特例法性別変更数調査 → 本件のみ達成
2. 医療機関・アテンド会社に関する調査
3. 手術療法に関する調査（昨年調査を予備調査として、更に精度を上げる。）
4. 教育関係に関する調査

普及啓発事業

- ・HPの完成を急ぐ。
- ・gid.jpの紹介チラシを用意する。